

インフライズ(インフラ付加価値向上)業務委託仕様書

1 委託業務名

インフライズ(インフラ付加価値向上)業務委託

2 目的

わたしたちの生活や暮らしを守り、支えているインフラ施設（河川・道路・ダム・橋梁等）は、当たり前存在となっているために、県民にそのインフラが持つ本質的な価値や可能性を知られていない現状がある。

本業務では、インフラ本来の役割に付加価値を見出し、様々なフィールドで、県内インフラの新たな利活用を行い、インフラに対する関心と理解を高め、地域づくりのきっかけとなるインフラの発掘活動をするとともに、インフラが自発の地域づくりの起爆剤となり、地域における経済効果を高めること等を目的として実施する。

3 契約期間・委託料

契約期間：契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

委託料：4,000千円を上限とする（消費税及び地方消費税含む）

4 イベント概要

（1）実施期間：契約日 ～ 令和8年3月29日（日）

※上記期間に、1回程度イベントを実施すること。

（2）内容：世間のニーズを踏まえ、県管理のインフラを活用して、必要に応じて地域活動とも連携しながら、季節に応じた上記目的を達成するイベントを実施すること。

なお、以下の例にはこだわらずに、柔軟的かつ独創的な企画を提案すること。

（例）多布施川（佐賀市）での SUP 川下り

中木庭ダム（鹿島市）でのダムアートやジップライン、クライミング

浜川（鹿島市）での川床体験

滝川（唐津市）での滝登り など

（3）メインターゲット：20代大学生～40代の子育て世代

※ニーズに合わせ、県と協議のうえメインターゲットを変更することも可。

（4）最低集客目標：50名

（5）参加費：イベント参加費は無料とする

※受託者が他企業・団体等と連携して本業務に関連する独自のイベント等を行うことは認める。その際に、実施等に係る経費の一部を来場者等に

より負担させることも認めるものとする。

5 業務委託の内容

(1) イベントの企画・運営に関する業務

4 のイベント開催にあたり、以下の業務を実施すること。なお、イベント開催にあたり不要と判断される業務は、県と調整の上、適宜割愛してよい。

- ① イベントの企画
- ② スケジュール・タスク進捗管理
- ③ イベントの運営

出店者調整・対応、司会・スタッフ手配、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、安全対策、来場者を属性ごとに（小学生・中高校生・大学生・社会人、男性・女性など）カウント、参加者アンケートの実施、進行シナリオ、スタッフ運営マニュアル作成など、運営に必要と判断される内容を県と調整のうえ実施。

※来場者属性やアンケート項目については、県と協議のうえ決定するものとする。

※イベント実施に必要な体制・人員等は受託者側で確実に確保及び組織するものとし、その内容についても提案するものとする。

また、イベントの開催にあたっては、県が取り組む「さがすたいる」を含むユニバーサルデザイン、多言語対応、多様性、エシカル消費などのサステナブルな社会を目指す取組に配慮すること。

※参考：さがすたいる HP 「イベントづくりサポートブック」

<https://saga-style.jp/content/event/>

(2) 広報に関する業務

TV、新聞、ラジオ、SNS 等、各種情報発信媒体を活用して、県内インフラの新たな利活用のカタチを伝えるとともに、イベントの広報・集客について効果的な情報発信を行うこと。更新可能な媒体を活用する場合は、随時最新の情報に更新すること。なお、集客目標の達成のため、どのような媒体やチャネルを用いて広報を行い、いかに目標を達成するか、できるだけ具体的に提案すること。

(3) その他企画・運営業務

・受託者は業務に先立ち、項目ごとの進行スケジュール・業務実施体制図等を作成すること。業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。

※どのような工程で実施し、それらについて県との間でどのような手段や頻度で進捗管理を行うか、可能な限り具体的に提案すること。

※同日開催を予定する近隣イベントがある場合は、その運営受託者等と連携しながら業務を進行すること。

- ・ イベント開催時の様子をカメラマンが撮影し、データとともに納品すること。撮影する写真については、報告資料用としてのみでなく、次年度以降の広報素材にも使用するため、そうした点を留意して撮影指示を行うこと。
- ・ 参加者数のカウント及び参加者によるアンケートを実施・集計し、本業務の効果分析・検証、報告を行うこと。提案書には参加者のカウント方法についても記載すること。
- ・ イベント実施後もイベント実施箇所においてインフラの利活用がなされるよう利活用の仕組みを検討すること。
- ・ その他、実施に係る業務全般を行うこと。

6 委託料の支払い

前金払い、完了払い

7 成果品

次に掲げるもの（紙媒体およびデータにて）を提出すること。

- （１）報告を記載した業務完了報告書
- （２）業務で制作した各種コンテンツ、情報発信等に係る媒体等のデータ（AI データなど（アウトラインあり・なし）も含む）
- （３）本イベントで購入・使用した物品および制作物

※上記物品類は原則としてイベント終了後に県側に納品をするものとする。

8 留意事項

- （１）受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者および従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- （２）関係市町や関係団体等と適宜連携及び情報共有しながら進めること。
- （３）本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- （４）使用料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- （５）受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント開催の２週間前までに県県土整備部県土企画課に提出すること。真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- （６）受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

- (7) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- (8) 印刷物を作成する場合は、グリーン購入法に適用する企画の紙を使用するように努めること。
- (9) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）および購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物（写真、イラスト、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (10) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
- ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
- イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (11) 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本事業の一部については、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (12) 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払わなければならない。個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守すること。
- (13) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。